

平成 29 年分所得税・消費税確定申告相談会

福生市商工会では、下記の日程で事業所得者の平成 29 年分所得税・消費税の確定申告相談会を開催いたします。

なお、ご自身で記入可能なところは事前にご記入いただき、多くの方がスムーズに相談を行えるようご協力をお願い致します。また、相談内容によっては、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。

マイナンバー制度の利用が開始されておりますので、裏面をご覧ください。

●開催日程

2月13日(火)～16日(金)、19日(月)～23日(金)、26日(月)～28日(水)

3月1日(木)、2日(金)、5日(月)～9日(金)

※上記日程のうち、税理士に相談できる日があります。

詳細はお電話等にてご確認ください。

※所得税の確定申告期間は、2月16日(金)から3月15日(木)までです。※土日除く

※消費税の確定申告期間は、2月16日(金)から4月2日(月)までです。※土日祝日除く

※なお、本年の確定申告書からマイナンバーを記載する必要があるため商工会では確定申告書のお預かりできませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

●開催時間 10時～12時(11:30まで受付)、13時～16時(15:30まで受付)

●開催場所 福生市商工会 福生市志茂 210 NTT 福生ビル

●駐車場 お車でお越しの方は、福生市役所をご利用いただき駐車券をご持参ください。

ご用意していただく資料	①平成 29 年分所得税青色申告決算書または収支内訳書 (白色)
	②平成 29 年分所得税確定申告書
	③平成 29 年分消費税確定申告書等 (対象者) ※月別に売上が分かる書類も
	④平成 29 年分総勘定元帳 (消費税一般課税事業者)
	⑤国民年金保険料控除証明書、 社会保険(国民健康保険等)の支払額がわかるもの 必ず、市役所等で平成 29 年 1 月から 12 月分の支払済金額を調べて下さい。
	⑥生命保険、個人年金保険及び地震保険の保険料控除証明書
	⑦納税者本人の通知カードや身分証明書など、扶養親族のマイナンバー
	⑧平成 28 年分所得税青色申告決算書または収支内訳書 (白色) の控
	⑨平成 28 年分所得税確定申告書の控
	⑩平成 28 年分所得税青色申告決算書または収支内訳書 (白色) の控
	⑪平成 27 年分所得税および消費税確定申告書 (対象者) の控
	⑫住宅借入金等特別控除資料 (対象者) ⑬医療費の領収書 (対象者)
	⑭小規模企業共済制度掛金証明書 ⑮その他確定申告関係書類 ⑯印鑑

※譲渡所得(株取引、不動産売買)等、事業所得以外の特殊な所得がある場合には、
税務署で、その所得内容をご相談下さい。

お願い

消費税のご相談は、混雑時には、所得税の確定申告相談を優先させていただき、3月16日から30日まで(土・日・祝日を除く)に再度来会していただくことをお願いすることがございますので、あらかじめご理解とご協力をお願い申し上げます。



福生市商工会会員事業所（個人の所得税等確定申告のご相談者）各位

税務相談につきましては、従来どおりの相談をさせていただきますが、平成28年1月からマイナンバー制度の利用が開始されており、マイナンバーの取扱いに対して厳格な運用を求められております。

税務相談時に委託契約を結んでいない商工会職員等が、マイナンバーが記載されている書類等を見ることは、個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により禁じられております。

そのため、所得税等の確定申告事務相談時には、商工会職員等にマイナンバーが分からない形で相談を受けさせていただきます。

確定申告書等へのマイナンバーの記載や添付書類の準備、確定申告書の税務署等への提出については、納税者（相談者）でお願い致します。

※商工会で確定申告書をお預かりすることは、出来なくなりました。

窓口提出時用意するもの

- ①税務関係書類（源泉徴収票（給与支払報告書）や確定申告書など）
- ②個人番号カード 又は 個人通知カード+身分証明書の提示

※提出する窓口によっては、納税者の委任状や窓口に出向いた方の身分証明書が必要になることもございます

郵送提出時用意するもの

- ①税務関係書類（給与支払報告書や確定申告書など）
- ②個人番号カード 又は 個人通知カード+身分証明書の写しの添付

平成30年1月30日
福生市商工会